

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和元年6月17日（月）
午前9時56分～午前10時19分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 相澤祐司 副委員長 大沼宗彦
委員 菅原和子 委員 吉田良
委員 山口 實 委員 丹野政喜
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 総 務 部 長 渋谷 武 志
出席をした 総 務 課 長 藤 原 淳
者の職氏名 市政情報課長 佐 藤 恭
<選挙管理委員会>
事務局 長 今 野 和 佳 子
<消防本部>
消 防 長 木 皿 正 之
総 務 課 長 高 橋 隆 一
予 防 課 長 相 澤 文 明
予 防 課 長 補 佐 丹 野 芳 弘
- 6 事務局職員 事務局 長 相 澤 幸 也
主幹兼議事調査係長 川 上 真 理 子
主 事 阿 部 真 由

7 付 議 事 件

- (1) 議案第51号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第53号 名取市手数料条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第56号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例

午前9時56分 開会

○委員長（相澤祐司） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長、消防長、選挙管理委員会事務局長、及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第51号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 各職務に当たる方々の報酬額が引き上げられるということですが、現在本市の投票所の数で見たときに、例えば投票所がふえたりということもあるかと思いますが、この引き上げを全体的に計算すると金額の増はどれくらいを見込んでいるのか、お伺いします。

○委員長（相澤祐司） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野和佳子） 全体的な影響額とのことですが、御承知のとおり、200円あるいは100円の引き上げとなりまして、大体8人くらいの方々が影響を受けるわけですが、1カ所当たり大体千五、六百円の増となりまして、その投票所が31カ所ございますので、そのくらいの額の影響と捉えております。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） 今回、今の御答弁にもありましたが、100円あるいは200円の引き上げということで、その金額はどういう根拠から出てきたのか、伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野和佳子） 先日の本会議での齋議員からの御質疑でも一部答弁させていただきましたが、今回の改正につきましては、3年に1回の参議院議員通常選挙に伴っての改正ということでありまして、そこは承知しておりますが、具体的な金額の決定などにつきましては、こちらでは把握していないところであります。

○委員長（相澤祐司） 大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） 本市は一般的な市ですが、政令市だとか、都市の規模によってこの額は違うのか、それとも全国一律なのか、伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野和佳子） 一般的な市につきましては、この基準法にのっとり全国一律であると捉えておりますが、政令市などにつきましては額が少し違うと捉えております。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。山口 實委員。

○委員（山口 實） 不在者投票所そのものは市内に6カ所あるということでしたが、この不在者投票所の運営と伺いますか、どのような構成で運営されるのか、伺いたいと思います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野和佳子） 指定施設と捉えて答弁させていただきますが、不在者投票施設、いわゆる病院等の指定施設ですけれども、6カ所ございます。本市の場合ですと県立精神医療センター、県立がんセンターなどが指定されているわけですけれども、具体的な事務に関して、その運営に関しましては、病院長に一任しているところでございます。正確に選挙を執行するということには変わりはなく、病院長に全てお任せしているということでございます。

○委員長（相澤祐司） 山口 實委員。

○委員（山口 實） ただいまの御答弁は病院長にお任せということでしたが、要するに不在者投票所の立会人は一人と理解しましたが、不在者投票管理者は選挙管理委員会の委員長が当たると、公職選挙法施行令に定められています。そうすると委員長は病院の管理者、病院長に依頼したと理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野和佳子） この委員長が当たるということにつきましては、一般的な不在者投票のこととして、例えば名取市役所に来て不在者投票をなさる方の場合に、委員長が当たるということとして、あくまでも病院などの指定施設で行う場合については、施設の長、病院長、老人ホームの施設の長が当たることとなっております。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 不在者投票外部立会人のところですが、先日の御答弁で不在者投票施設は市内で6カ所ということでしたが、6カ所全て不在者投票外部立会人を受け入れるのか、伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野和佳子） 受け入れにつきましては、その病院長の判断ということになりますので、必ずしもということではないと捉えております。

○委員長（相澤祐司） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 外部立会人の努力義務ということになっておりますけれども、本市としては6カ所全て外部立会人をお願いする方向で考えているのか、伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野和佳子） 選挙管理委員会としましては、お願いするというよりは、むしろその施設の長の判断に重きを置いているところでございます。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 外部立会人のことについて確認しておきたいのですが、今の御答弁の中で、外部立会人の受け入れについては施設の長の判断ということで御説明がありましたが、外部の病院等の施設で投票を行う際、いろいろな器材や、場所の設定の仕方、普通の投票所であれば、決まりがあると思うのですが、こういう施設の中に設ける際はどのくらい市で物品の貸し出しなどについて行っていく必要があるのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野和佳子） 本市の場合ですけれども、例えば老人ホームですとか、不在者投票をされる方が多い施設につきましては、投票箱などをお貸ししている状況です。ただ、例えば仙台市の病院などになりますと、入院されている方がお一人、お二人という病院もあると思われます。その場合には病院に全てをお任せするといえますか、投票箱などもお貸しすることなく、病院側で責任を持って、投票事務を行っていただくということになっております。

○委員長（相澤祐司） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 今初めて事務局長の御答弁で市外の病院のことまで考えなければならぬのだとあり、ドキッとさせられました。仙台市と名取市と選挙の期間が同じとは限らないですし、もちろん本市の市民の方が、仙台市や岩沼市の病院に入院されて選挙の期日を迎える、告示日を迎えるケースも当然ありますが、それも仙台市とは限らないですね。例えば東京の病院とか、かなり遠い地方だったり、ケースによっては海外ということも、全くないとは言えないと思いますが、そういう病院に入院されている市民の方の所在というのは、全て把握できる状況にあるのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野和佳子） 選挙管理委員会といたしましては、入院をしているかどうかというところまでは捉えておりません。ただ、選挙人名簿に登録されているということの確認はできます。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 名取市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるということで、これは文言だけで中身については何ら変更がないという受けとめ方でよろしいですか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、総務課長。

○総務課長（藤原 淳） 委員おっしゃるとおり文言だけの整理でございます。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 名取市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） 資料の中で確かめておきたいところがありまして、第29条の5第6号で「特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模防火対象物に設置したとき」とありますが、先ほど文言のみの変更というのがありましたけれども、これは具体的な内容まで変更されているのでしょうか。それともいろいろ機種などが開発されたりして設置内容が変更されているために、このようになっているのか、確かめたいと思います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、予防課長補佐。

○消防本部予防課長補佐（丹野芳弘） 特定小規模施設用の自動火災警報器につきましては、特定小規模施設用火災警報器というのがありまして、それをつけた場合、住宅用防災警報器を免除することができるという意味でございます。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 条例の第29条の5第1号のところに、「作業時間が60秒以内」を「種別が1種」に改めるとなっていますが、「種別が1種」の具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○消防本部予防課長補佐（丹野芳弘） 今回、「種別が1種」と改正する意味は、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第12条の現行に合わせて、「種別が1種」というものに改めるものでございます。閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令により技術上の基準が定められておりまして、閉鎖型スプリンクラーヘッドの感度試験において、種別が1種と2種と区分されていまして、1種が高感度としているものでございます。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 作動時間が60秒以内ということも1種として認められる要件に入っているということで、より規格というものが厳格になったということでしょうか。

○消防本部予防課長補佐（丹野芳弘） 1種も2種も作動時間が60秒以内というものがあまして、より厳しくするのに1種と限定したということです。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） 資料のなかの第29条の5のところですが、備考に住宅用防災機器ということで、住宅にもそれぞれ火災報知機とか私の家も設置しましたけれども、そういったものも機種がだんだん変わってきているから、それは今後変えていかなければならないという方向に動いていくのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、予防課長補佐。

○消防本部予防課長補佐（丹野芳弘） 防災警報器につきましては、一般の事業所などにつける自動火災報知設備というものがあります。その下に特定小規模施設用自動火災報知設備というものがございまして、これは消防法で規定されているものであります。住宅用防災警報器というものは、本市の火災予防条例で規定されているものでありまして、3つともそれぞれ規格が違うものでございます。

○委員長（相澤祐司） 大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） この場合、工業規格ということは家庭用とは想定しないで、工場とかいろいろなスプリンクラーの消火器などの内容と受けとめてよろしいでしょうか。家庭用のことまで聞いてしまいましたが、これは工業用という産業関係で活躍するスプリンクラーというのを想定しているのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、予防課長補佐。

○消防本部予防課長補佐（丹野芳弘） 一般家庭にはスプリンクラーの設置義務はありませんので、ここでいうスプリンクラーというものは防火対象物といわれるもののなかに特定小規模施設というものがあまして、そこについているスプリンクラーについては、例えば大きいビルについているスプリンクラーなどとは少し違うものでありまして、一般家庭についてはスプリンクラーの設置義務はありません。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 先ほどの第29条の5第1号のところで、「種別が1種」ということで、今までより厳しくなるということです、市内の施設で基準が変わることにより影響を受ける施設というのは把握されているのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、予防課長補佐。

○消防本部予防課長補佐（丹野芳弘） 市内の施設におきましては、「種別が1種」に変更になりましたけれども、影響を受ける施設はございません。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第51号、議案第53号及び議案第56号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

○委員長（相澤祐司） 以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時19分 散会

令和元年6月17日

総務消防常任委員会

委員長 相澤 祐司